

自動車税(種別割)・個人事業税の納付には 便利な口座振替をご利用ください

1 お申込み方法

香川県税預金口座振替依頼書に記入・押印(預金取引印)のうえ、口座のある金融機関又は香川県県税事務所にお申込みください。

2 振替日(納期限) ※振替日が休日等の場合は翌営業日となります。

○自動車税(種別割) …… 5月末日(定期課税分)

○個人事業税 …… 8月末日(定期1期分)・11月末日(定期2期分)

課税月の末日(随時課税分)

(定期課税の税額が1万円以下の場合は、第1期のみです)

3 申込時期と振替開始時期

○自動車税(種別割) …… 翌年度分から口座振替の方法で納付したい場合は、2月末日までにお申込みください。

○個人事業税 …… 申込みをした日から2か月以後に納期限が到来する定期・随時課税分から口座振替を開始します。

※口座振替の停止届出についても上記に準じます。

4 注意事項

○振替口座は、納税義務者本人名義の口座に限ります。

○口座振替済の領収証書は発行しません。通帳記入によりご確認ください。

○県税に還付金が生じた場合は、原則として振替口座に振込みます。(納税準備預金を除く)

◆◆◆ 自動車税(種別割)に関する注意事項 ◆◆◆

- ①毎年4月1日現在で、納税義務者が所有するすべての自動車は口座振替の対象となります。よって、3月31日までに運輸支局で抹消登録した自動車、移転登録により納税義務者に異動があった自動車は、翌年度より口座振替を停止します。
- ②複数の自動車を所有している場合は、いずれか1台について口座振替をお申込みいただければ、すべての自動車が同一口座からの口座振替となります。
- ③口座振替の方法で納付している納税義務者が、同一の住所・氏名で新たに自動車の登録をした場合は、その自動車についても、自動的に口座振替対象となります。
(住所・氏名が異なる場合は、口座振替ができないことがありますのでご了承ください。)
- ④口座振替の停止はすべての自動車が対象です。一部の自動車のみ停止することはできません。
- ⑤次の場合は口座振替を解除しますので、再開を希望する場合は改めてお申込みください。
 - ・定期課税が2年間なかったとき
 - ・残高不足等の理由で3年連続して口座振替ができなかったとき
 - ・口座振替ができなかった理由が、金融機関との「取引なし」であったとき

◆◆◆ 口座振替取扱金融機関 ◆◆◆

(ゆうちょ銀行・郵便局を除きます)

- 全国の店舗で取扱いできる金融機関 …… 百十四銀行(本支店・出張所)、みずほ銀行(本支店・出張所)
- 香川県内の店舗で取扱いできる金融機関 …… 香川県内の各銀行(三菱UFJ銀行、あおぞら銀行を除く)、各信用金庫、各信用組合、労働金庫、県信連及び各農協、県信漁連

《お問合せ先》

香川県県税事務所 〒760-0068 香川県高松市松島町1丁目17-28

○自動車税(種別割)について TEL: 087-806-0314

○個人事業税について TEL: 087-806-0310

依頼書を記入する前に、いま一度の確認をお願いします。

- 口座振替済の領収済証明書：発行しません。通帳記入による確認をお願いします。
- 自動車税車検用納税証明書：発行しません。納税確認の電子化により証明書の提示が省略できます。

記入例

第1号様式
(金融機関保管用)

香川県税預金口座振替依頼書 **新規・変更**

金融機関受付印

※いずれかを○で囲んでください。

取扱金融機関 御中

※新規の場合は「1」、変更の場合は「2」を○で囲んでください。

私が納付すべき県税を

① 口座振替の方法で納付したいので	次のとおり依頼します。
2 これまでの振替口座から変更したいので	

口座振替の内容等については香川県県税事務所の定めに従うとともに、約定を誓約のうえ依頼します。

1 納税義務者(依頼者)

依頼日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所(所在地)	高松市番町4丁目1-10	
フリガナ	カガワ ハナコ	
氏名(名称)	香川 花子	
屋号		
電話番号(日中の連絡先)	(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 (△△△)△△△-△△△△	生年月日 (大・昭・平・令) 55年10月1日

2 口座振替を依頼する県税(税目の番号を○で囲んでください。)

1	個人事業税	
2	自動車税(種別割)	所有している自動車の登録番号(軽自動車・二輪を除く) 香川 500 さ 1 2 3 4 高松

◆ 自動車を2台以上所有している場合は、いずれか1台の登録番号を記入してください。
◆ 所有しているすべての自動車が口座振替となりますのでご注意ください。

3 指定預金口座(納税義務者本人名義の口座に限ります。)

フリガナ	カガワ ハナコ		預金取引印
名義人	香川 花子		
金融機関名	高松銀行	番町支店	
種目	① 普通預金	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
	2 当座預金	(右づめで記入してください。)	
	3 納税準備預金		

【振替日】県が指定する日 【振替金額】県が指定する金額

指定預金口座の取引印を押してください。

(約定)

- 私が納付すべき県税について、県から貴金融機関に通知される県税の金額に基づき指定預金口座から当該金額を引落しのうえ、県へ納税してください。
- 預金の払出手続については、当座勘定約定書、預金規定又は納税準備預金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出、預金通帳及び預金払戻請求書の提出などいたしませんので、貴金融機関所定の方法で処理してください。
- 指定預金口座の残高が振替日において県に納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく振替の取りやめ等、貴金融機関が適当と認める方法で処理してください。
- この引落しに関する貴金融機関及び香川県県税事務所からの領収証書は不要です。
- この口座振替契約は、貴金融機関又は県が必要と認めるときは解約されても異議はありません。

※ボールペンで太枠内を記入し、3枚目(本人控用)を切り離して提出してください。